

改正概要説明書

国名：スイス

法令名：商標規則

改正情報：2025年7月1日公布

改正概要：

1. 原産地名称及び地理的表示の国際登録に関する規定の整備

2025年7月1日公布の商標法改正により、原産地名称及び地理的表示の国際登録に関する規定が導入されたことに伴い、商標出願又は商標権が共有に係るものである場合に IPI からの通知の受領者の指定等に関する規定が、上記国際登録出願にも適用される旨の規定を整備した（第4条）。

2. 係争中の当事者の交代に関する規定の整備

争いのある知的財産権に係属中の手続の過程で移転された場合は、民事訴訟法第83条を準用する旨の規定を整備した（第4a条）。

3. 国際登録から国内登録出願への変更に関する規定の整備

商標法第46a条に基づき国際登録から変更された国内登録出願の提出日は、対応する国際登録の日又はスイスへの保護の拡張の日とする旨の規定を整備した（第8a条）。

4. 異議申立における不使用抗弁に関する規定の整備

被申立人は、最初の意見書において、異議申立人の不使用を主張しなければならない旨の規定を整備した（第22条(3)）。

5. 地理的表示の国際登録に関する規定の整備

原産地がスイスの領土にある原産地名称又は地理的表示の国際登録出願又は国際登録の補正の提出、審査、拒絶に関する具体的な手続規定を整備した（第52p条～第52r条）。

6. 税関手続に関する規定の整備

- ・ 小規模貨物の定義規定を設けるとともに、税関当局は留置後の小規模貨物に係る手続の実施責任をスイス連邦知財庁（IPI）へ移譲することができる等の規定を整備した（第54a条、第55条(3)、第56条）。
- ・ 貨物の保有者等は税関当局に対し、正当な根拠をもって、試料又は見本の採取の拒絶を請求することができる旨の規定を整備した（第56b条）。
- ・ 税関手続に当たり、当局が、当該物品の搬出に關与する者等に関する個人データ及び法人データを利用する権限に関する規定を整備した（第56d条）。

7. 原産地名称の国際登録に関する経過措置

WIPOの国際事務局の公告担当部門が運用可能になるまで、IPIは原産地名称の国際登録及び連邦官報を公表する旨の規定を整備した（第60b条）。

改正内容：

・ **第 4a 条**

係属中の手続に関して明確化された。

・ **第 8a 条**

国際登録から登録出願への変更に関して明確化された。

・ **第 22 条**

異議申立ての際の意見書に関して明確化された。

・ **第 52p 条 - 第 52r 条**

地理的表示の国際登録に関する新設条文である。

・ **第 54a 条, 第 55 条, 第 56 条**

小規模貨物に関して明確化された。

・ **第 56b 条**

営業秘密の保護に関して明確化された。

・ **第 56d 条**

個人情報の保護に関する新設条文である。